



住民説明会(市民会館三島会館H18.6.6)

市民が主役の

まちづくりを目指して

—自治基本条例素案作成の取組み—

●はじめに

当市では、井原巧初代市長が、新市の船出にあたり、新しい公共空間の形成を図るため、「協働のまちづくり」を施策の柱として掲げました。そして、市民が主役のまちづくりを未来永劫、継続していくための「新しいまちのルールづくり」を推し進めています。

その実現のために現在取り組んでいるのが、県下初の「自治基本条例」(注)の素案作成です。

●素案作成は市民の手で

今回の条例素案作成では、「市民自治の確立は市民の手で」をモットーに、まず検討委員会委員の募集は、要件を設けない完全公募制をとりました。結果、市内外から様々な立場の42名が集まり、平成17年4月にスタート。初会合での委員の言葉には、「行政・コンサルタントが提案した内容に首を振るだけの場にはしたくない、自分たちの手で…」と、委員の意識の高さ

を垣間見ることができました。

検討委員会の運営を手助けするコンサルタントも市民委員自らが審査し、会則も自らの手で作成するなど、策定前から市民主導の過程を踏んでいるのが特徴です。

検討委員会は、「みんなで作くり、話し合うスタイル」とし、世話人会を中心にワークショップ方式で進めました。

初対面の委員が多いこともあり、前半部では、「条例の必要性やまちづくりの目標等」について共通認識を図る作業に相当の時間を費やしました。その後、核心となる「条例の意義」「言葉の定義」「協働のまちづくりとは…」といった議論につなげていきました。

特に、本年1月から2月にかけて素案のたたき台の大詰め作業では、2つの分科会において、週2回という過酷な日程の中で作業となりました。委員個々の主義主張がぶつかり合う場面や、まちづくり談義等の熱い議論が続きましたが、世話人会を中心にした運営の中でとりま



四国中央市
総合政策課長
河村 聖載

とめられました。

素案作成後の住民説明会では、市民委員が説明し、質疑応答も行いました。住民説明会に参集いただいた方も、行政による画一的なスタイルとは違う、同じ目線の市民委員の言葉に共感をお持ちになったようです。

また、参加できていない市民の意見をくみ上げていくために、検討委員会は原則公開とし、会議内容もホームページ上で随時掲載し、徹底的な情報公開の中で進めてきました。



14回検討委員会兼分科会 (H 18.1.12)

現在、自治基本条例素案に対して寄せられた住民説明会やパブリックコメントでの意見に対して、最終的な協議に入り、もうすぐ市長に提案されることになっております。これまでの通算50回に及ぶ会合を無報酬で行ってくださった委員の皆様には、本当に頭の下がる思いです。

●息づく自治基本条例に

条例は、制定されたからといって、目に見える形ですぐ何かが変わるというものはありません。むしろ作成プロセスが大切だと言われています。

当市の条例も、全国の自治体で作成されたものと大きく相違のあるものではないと思われませんが、ここまで積み上げてきた委員の存在は、今後の自主自立に向けた地域において、大きな役割を果たしていただけるものと信じております。

また、最高規範性を持つ本条例をもとに、関係する新しい条例の制定や既存の条例の整備をしていく中で、情報の共有や説明責任を果たす行政側の自己改革が不可欠であることは言うまでもありません。

今回の取り組みを契機として、単なるブームやパフォーマンスに終わることなく、地域総参加による対話と合意の中から、自治基本条例が実効性と持続性のあるまちの憲法へと育てられることを願ってやみません。

〔注〕

「自治基本条例」とは？

法制上の明確な定義はないが、地方自治体運営の基本になる最高規範の条例とされ、国でいう憲法のような位置付けのもの。／住民の権利を保障・実現することを目指し、その自治体が進むべき望ましい方向性を定めることを目的としている。そのために首長、議員から住民まで含めて、それぞれのあり方を定めるといふ観念的な内容になるため、やや捉えづらい面があることは否めない。しかし、さまざまな分野に規制が及ぶ個々の条例が、この自治基本条例の方向性を踏まえて定められることになるという、大変重要なものでもある。／県内ではほかに、愛南町が条例化を目指している。



県内初の制定を目指す四国中央市の「自治基本条例」素案づくりは、行政主導ではなく、住民が主体となった「市のルールづくり」を目指した。／新聞等で報道されたように、市のHPの掲示板にも賛否含めて積極的な書き込みが寄せられた。一部に心ない書き込みも見受けられたようだが、そういった反響も含めて、これから同様のルールづくりを目指す市町村にとってモデルケースになるだろう。／一方、住民にとっては、わがまちの首長や議会、行政、そして住民自身のあり方を改めて問い直す機会になるのではないだろうか。／次頁では、地方自治に詳しい辻山幸宣氏の記事を紹介する。(編)